

令和 6 年 9 月 3 日
総 合 支 所
保 健 福 祉 政 策 部
高 齢 福 祉 部
障 害 福 祉 部

障害者や高齢者に対する福祉緊急対応等の支援の強化について

1 主旨

障害者総合支援法や介護保険法など障害者や高齢者に対する福祉サービスにおいて、現行の制度では対応することが難しい世帯への支援が課題となっていることを踏まえ、現行の福祉緊急対応事業の拡充や保健福祉センター職員のスキルアップ等により、支援の強化を図る。

なお、地区の福祉の相談窓口や相談支援機関のバックアップ機能を担う保健福祉センターは、今回拡充する福祉緊急対応事業や今年度より強化した多機関協働事業を活用し、引き続き支援が必要な区民のセーフティネットをこれまでよりきめ細かく構築していくものとする。

2 現状と課題

障害者や高齢者に対する福祉サービス利用が増加するなか、家族間の虐待、8050世帯、ひきこもり、ヘルパー等へのハラスメントなど、支援困難な方がいることが明らかになっており、多機関が連携して対応している。特に、本人や家族による支援拒否、不適切な言動（ハラスメントを含む）の繰り返し等があり、本人と民間事業者との契約に基づく福祉サービス利用に至らない、あるいは福祉サービスを円滑に利用できておらず、生活の質が低下していることがある。現行の制度では対応することが難しい世帯への支援が課題となっており、生活の質を確保しながら安定した生活を続けていけるよう支援を強化する必要がある。

3 課題解決に向けた取組み

法に基づく福祉サービスに至らない方や福祉サービスを円滑に利用できていない方を、サービス利用につなげるためには、短期的な支援ではなく本人と支援者との関係を構築するための一定程度継続した支援を行う必要がある。このような方への支援を行うため、現行の福祉緊急対応事業に基づくホームヘルプサービスを民間事業者の協力のもと拡充するとともに、保健福祉センター職員のスキルアップ等を行い対応していく。

(1) 障害者等に係る福祉緊急対応事業によるホームヘルプサービスの拡充

現行の事業の概要

・区の福祉対応としての障害者へのホームヘルプサービス

法に基づくサービスの利用が困難な状況にある障害者を把握した場合に、訪問調査とケア会議を行ったうえ、民間事業者への委託または区の介護指導職により、原則として1か月の範囲内でホームヘルプサービス提供を行う。

・身体障害者福祉法等に基づく措置による障害福祉サービス等の提供

自身で支援法に規定する支給申請をすることが著しく困難であるなど、やむを得ない事由により、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを利用することが著しく困難な方に対して、措置により居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所など障害福祉サービス等の提供を行う。

拡充後の事業内容（下線部分が拡充内容）

概要	生活（家事）援助や身体介護を基本として、見守りや傾聴、通院等の外出支援など、障害福祉サービスに含まれない支援に対応する。 <u>不適切な言動を繰り返す対象者の場合など、ヘルパー 2 名体制とする。</u>
サービス期間	<u>原則 1 か月～3 か月</u> の範囲内。延長の必要があると認めるときは、その都度ケア会議（モニタリング会議）に諮り、当該期間を延長する。
支援目標	本人との信頼関係の構築や、モニタリング等により、生活環境の改善等が図られたと判断された場合、法のサービスに移行する。
ヘルパー報酬	障害者総合支援法に基づく「身体介護」単位数に各種加算を加えた額を参考にして <u>ヘルパー 1 名 1 時間あたり 9,000 円（夜間は 150/100）</u>
利用者負担	委託に要した費用ではなく、障害者総合支援法に基づき算定されるヘルパー 1 名あたりの報酬に基づき、1 割を利用者負担とする。なお、障害者総合支援法の規定にならい非課税世帯や生活保護世帯は負担なし。
概算経費	【歳出】民間事業者へのホームヘルパー派遣委託料 5,400 千円 [内訳] 1 時間 9 千円 × 2 時間 × ヘルパー 2 名 × 月 10 回 × 派遣 3 か月間 = 1,080 千円 対象者 5 人と想定し 5,400 千円 【歳入】利用者負担 27 千円

* 65 歳以上で介護保険制度を利用していない障害者などが制度の狭間に落ちることのないよう個々の状況に応じて対応する。

（2）高齢者等に係る福祉緊急対応事業によるホームヘルプサービスの拡充

現行の事業の概要

・区の福祉対応として的高齢者へのホームヘルプサービス

介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な状況にある高齢者を把握した場合に、訪問調査とケア会議を行ったうえ、原則として 1 か月の範囲内で民間事業者への委託または区の介護指導職により、ホームヘルプサービス提供を行う。

・老人福祉法に基づく措置による介護サービスの提供

認知症などにより緊急支援が必要な場合や、養護者による虐待等を受けている場合と、やむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な者に対して措置により居宅サービス（ホームヘルプの「訪問介護」の他、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」）の提供を行う。

拡充後の事業内容（下線部分が拡充内容）

概要	ホームヘルパー派遣に関する協定を民間事業者と締結する。 費用等基本的な内容を定めた協定を締結し、実際に派遣を行う場合は、改めて委託契約を民間事業者と締結する。介護サービス提供の前段階における、不衛生状態やいわゆるごみ屋敷状態など、高齢者の生活環境の改善や生活習慣の指導等の、介護保険サービスに含まれない支援内容にも対応することを明確にする。不適切な言動を繰り返す対象者等、場合によっては、 <u>ヘルパー2名体制も可能とする。</u>
サービス期間	<u>原則1か月～3か月の範囲内</u> 。延長の必要があると認めるときは、その都度ケア会議（モニタリング会議）に諮り、当該期間を延長する。
支援目標	本人との信頼関係の構築や、モニタリング等により、生活環境の改善等が図られたと判断された場合、介護保険法のサービスに移行する。
ヘルパー報酬	介護保険法に基づく「訪問介護」単位数に各種加算を加えた額を参考にして <u>ヘルパー1名1時間あたり9,000円（夜間は150/100）</u>
利用者負担	派遣委託に要した費用ではなく、介護保険法に基づき算定されるヘルパー1名あたりの報酬に基づき、利用者の所得に応じて原則1～3割を利用者負担とする。なお、非課税世帯等の場合は減免。生活保護世帯の場合は免除。
概算経費	【歳出】民間事業者へのホームヘルパー派遣委託料 4,050 千円 [内訳] ヘルパー1名×60時間(日中30時間+夜間30時間)×派遣6回と想定 【歳入】利用者負担 405 千円

4 高齢者・障害者支援の共通した取組み

(1) ハラスメント等に関する弁護士相談

対象者本人や家族による不適切な言動（ハラスメントを含む）の繰り返し等がある場合に、委託ヘルパー等が安心してサービス提供を続けていけるよう、ハラスメント等に関する弁護士相談を新設する。

【概算経費】（障害）750 千円＝1回25 千円×30 回（対象者10 人×3 回）

（高齢）300 千円＝1回25 千円×12 回（対象者6 人×2 回）

(2) 今後、継続的に支援することが難しい方に対して、生活の質の確保に向けた適切な支援を提供するためには、支援開始前の生活状況等を評価する保健福祉センター職員のアセスメント力の向上等が大切である。まずは、法に基づく措置や福祉緊急対応事業等について、業務を担う職員が制度への理解をより深められるように、部署間・担当者間で共有できるような、制度解説や具体的な措置事例を記載したマニュアルを作成する。その上で、現在も行っている職員向け研修や事例検討会の実施等による人材育成を、全国先進事例なども取り入れながら、計画的に進めていく。

5 その他

対象者の生活の質が低下している状況の確認や評価（アセスメント）、具体的な支援目標の設定、個別支援の進め方等について、ケア会議へ参画して助言を行うなどにより、福祉緊急対応事業を含めた困難事例に対応する保健福祉センター職員の知見を広げ、きめ細かく構築したセーフティネットへのバックアップ体制の強化を図るため、専門人材による（仮称）保健福祉特別支援チームを設置する。

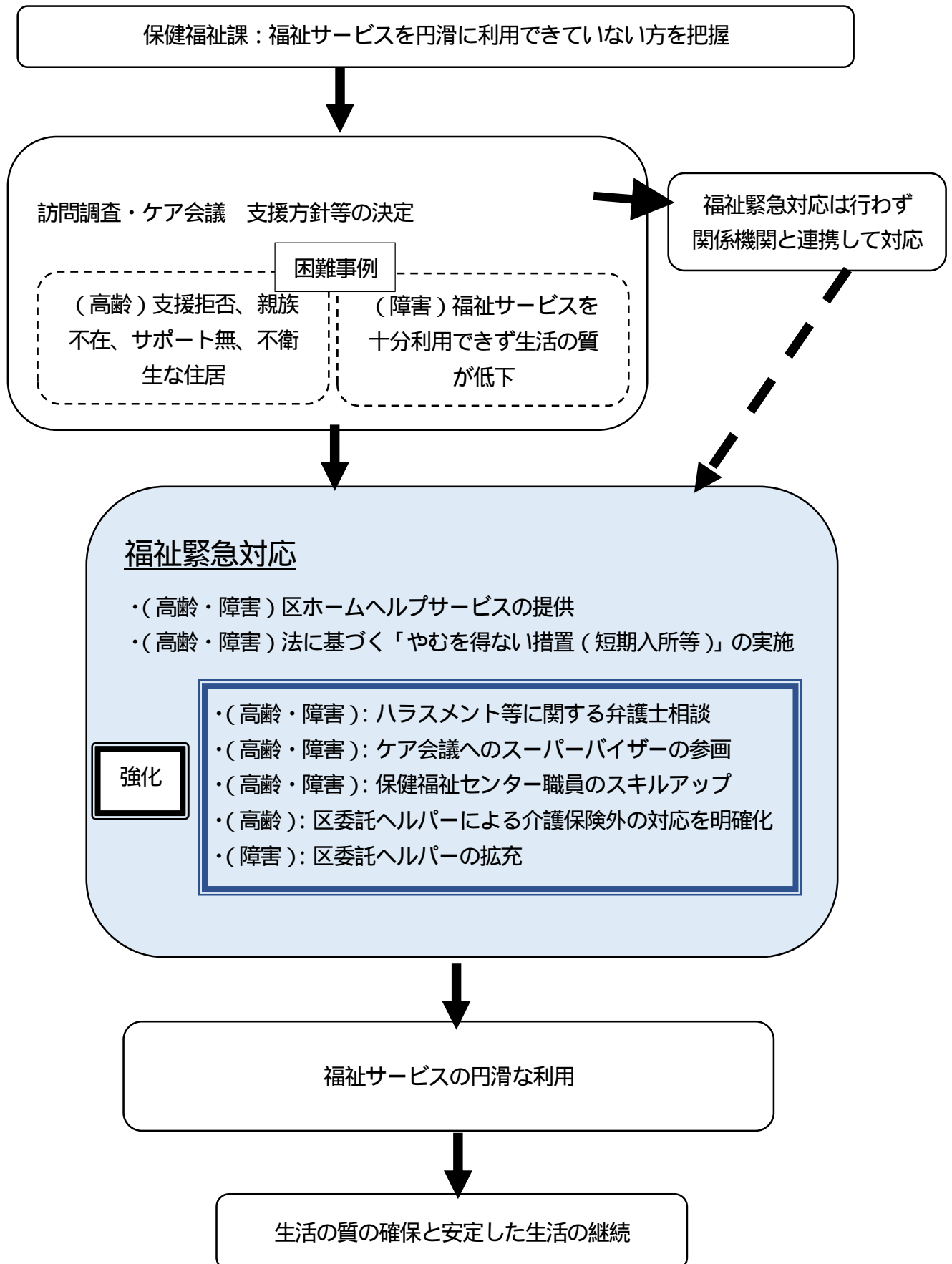
6 概算経費

（障害）民間事業者へのホームヘルパー派遣委託料	5,400 千円
（高齢）民間事業者へのホームヘルパー派遣委託料	4,050 千円
（高齢・障害共通）ハラスメント等に関する弁護士相談	1,050 千円
（仮称）保健福祉特別支援チーム（弁護士、医師等）	1,416 千円
	<u>合計 11,916 千円</u>

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年	10月～	民間事業者との調整等
		（仮称）保健福祉特別支援チームのメンバー調整
7年	4月	福祉緊急対応等の支援の強化実施

福祉緊急対応事業の流れ・フロー図



課題を抱えた区民への支援

